

扶桑町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、扶桑町議会基本条例（令和2年扶桑町条例第1号）第13条の理念に則り、扶桑町議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上、自己の研さんと資質の向上に努め、もって町民に信頼される誠実かつ公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の負託を受けた町民の代表者として市政に携わる権能と責務及び公共の利益を追求するという自覚を持って、自らの行動を律し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理基準に違反する疑惑を持たれたときは、速やかに自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 何人も議員に対し、政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第4条 議員は、議員の任期開始の日から10日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 前項の規定による宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。

(政治倫理基準の遵守)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為はしないこと。

(2) 町民の代表者としての発言及びチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、差別的な取扱い、誹謗中傷の言動及び他人の名誉を毀損し、又は人格を損な

う一切の行為をしないこと。

- (3) 町の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
- (4) 政治活動に関し、個人、企業、団体等から、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (5) その地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 町又は次に掲げる者若しくは町が公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定法人等」という。）が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となる働きかけをしないこと。
 - ア 町が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体
 - イ 町が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人
 - ウ 町が財政的援助を与える法人又は団体
- (7) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（姻族を含む。）の一身上に関すること又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利になるような発言をしないこと。また、嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (8) 町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不正な関与をしないこと。
- (9) 町の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (10) その地位を利用して、町の職員又は指定法人等の職員に対する物品等の販売その他各種契約の締結を行わないこと。
- (11) 議員個人に町又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で町若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入

れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。

(12) 扶桑町暴力団排除条例（平成 24 年扶桑町条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかに関わらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も同様とする。

(13) 議員として職務上知り得た秘密の漏えい及び不正な利用をしないこと。

(14) 町内に生活の本拠を構え、居住実態を有すること。

(15) 町税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

(16) 第三者に依頼し、第 1 号から第 13 号に掲げる行為をさせないこと。

(17) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。また、議員一般若しくは議会全体に対する町民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある行為を行わないこと。

（請負等に関する制限）

第 6 条 議員又は議員が役員を若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第 92 条の 2 の規定を遵守し、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

（審査請求）

第 7 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 9 条第 2 項の規定により扶桑町の議員及び長の選挙権を有する者（扶桑町の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下「有権者」という。）、町の職員若しくは指定法人等の職員（これらの職員に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める行為のあった日から 6 月以内に退職、退任した者を含む。以下この条において「職員等」という。）又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める次の連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 有権者が審査請求をする場合 有権者 30 人以上の連署

(2) 職員等が審査請求をする場合 職員等 3 人以上の連署

(3) 議員が審査請求をする場合 議員 3 人以上の連署

- 2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りではない。
- 3 第1項第1号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行われた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による扶桑町の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

（審査請求の受理等）

第8条 議長は、審査請求があったときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、その補正を求めることができる。

- 2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。
 - (1) 前条に規定する要件を満たしていないとき。
 - (2) 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。
 - (3) 第5条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。

- 3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、その旨を請求代表者に通知するものとする。

（政治倫理審査会の設置等）

第9条 議長は、審査請求を受けたときは、前条第2項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査（以下「審査」という。）を行わせるため、扶桑町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 議長は、扶桑町議会委員会条例（昭和63年扶桑町条例第10号。以下「委員会条例」という。）第4条の2第1項の規定により設置する議会運営委員会の委員の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を議員の

うちから指名するものとする。

- 4 委員の定数は、8人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることができない。
- 5 委員の任期は、第3項の規定による指名の日から第14条の規定による報告を終了した日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 6 審査会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、審査会において互選する。
- 7 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 11 審査会の運営に関する事項は、委員会条例の規定の例による。
- 12 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

（審査会の審査）

第10条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

- 2 前項の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項について議長を経由して要求することができる。
- 3 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めなければならない。

（審査対象議員の協力義務等）

第11条 審査対象議員は、前条第2項の規定による要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

- 2 議長は、審査対象議員が前条第2項の規定による要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を第13条の規定による報告に併せて、公表するものとする。

（弁明の機会の付与）

第12条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を経由して請求することができる。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

(1) 口頭又は文書による厳重注意

(2) 議会内での役職の辞任勧告

(3) 議員の辞職勧告

(4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第14条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。

(審査の結果とるべき措置)

第15条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為があると認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、第13条第3号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第2号に規定する措置を講ずるものとする。

4 議長は、審査会から第10条第3項に規定する所要の措置を求められたときは、審査対象議員の名誉回復に必要な措置を講じなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する措置を講じた場合の効力は、審査対象議員の任期中継続する。

(公表)

第16条 議長は、第13条の規定による報告を受けたとき又は審査対象議員が前条第1項の措置を講じたとき若しくは議会が同条第2項の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

(留意事項)

第17条 第5条に規定する事項の運用に際しては、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならない。

(議長職務の代行)

第18条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長、副議長ともに審査対象議員となったときは、議会運営委員会委員長がこの条例に規定する職務を代行する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に議員である者については、第4条に規定する政治倫理条例の宣誓は、この条例の施行の日から10日以内に行うものとする。

(適用区分)

3 第7条の規定は、この条例の施行の日以後になされた行為に適用する。